



豊監公表第6号

令和3年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和6年（2024年）3月1日

豊中市監査委員	岸	本	康	孝
同	清	水	聖	子
同	石	原	準	司
同	中	岡	裕	晶

令和6年(2024年) 2月15日

豊中市監査委員 様

豊中市長 長内 繁樹

地方自治法第199条第14項の規定に基づく措置の通知について

令和3年度定期監査において要望のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 (監査実施日 令和4年2月21日)

対象となった 部局 課・施設の名称	要望事項	講じた措置の内容
都市基盤部 交通政策課	運行状況や利用者ニーズを踏まえつつ、スマートフォン予約やキャッシュレス支払いの導入等も含めて、利用者の利便性向上に努められたい。	<ul style="list-style-type: none">・地元説明会でのご意見や利用状況を踏まえ、定時定路線運行の拡充や新規停留所を増設しました。また、市役所窓口や阪急タクシー事務所で販売していた回数券について、ご自宅への配送サービスを開始し、利便性が向上しました。・スマートフォン予約やキャッシュレス支払いの導入について、地元説明会の意見交換では、高齢者が多くスマートフォンの操作が難しいとのご意見でありましたが、引続き導入検討をしております。